

平成30年度第3回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年7月20日（金） 10時30分開会 12時00分開会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎水明荘

3 出席者

- (1) 常設審議委員 19名／14名（出席者は別紙名簿のとおり）
- (2) 鳥取県経営支援課 中西課長補佐、岡本係長、河本主事
総合事務所農林局 (東部) 吉尾主事
(中部) 前田係長
(西部) 平田主事
- 鳥取市農業委員会 岡本係長、川口主事
南部町農業委員会 亀尾事務局長補佐
江府町農業委員会 末次事務局長
倉吉市農業委員会 隅主任
- (3) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐、
谷口課長補佐

4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成30年度第3回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は19名中14名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 上場会長挨拶

猛暑の中、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

大雨の被害についてお見舞い申し上げます。広島県ほどの人災被害がなかったのは、智頭や三朝の山がしっかりしていたので被害が少なかったからと思います。防災のためにため池を整備したり山が必要という話をもっと主張してもよいと思います。

常任会議から常設審議委員会となり、市町村の資料が県を通過せず直接、農業会議に提出されるようになり資料が整っていないで、会議が紛糾したこともありました、そこを改善してきた。太陽光の転用など県が同様に許可するのか市町村間で分かっていないことがあるので、県は国と打合せをしてもらい、我々に指導をしていただきたい。県と一緒に職員への研修も進めています。

新体制になって初めての常設審議委員会です。チームとして結集して困難に取り組みます。

6 新体制の紹介

事務局 (名簿により新役員、常設審議委員会の紹介をする。)

7 議事録署名委員の決定

議 長 議長から指名させていただきます。

(上場会長) では、米子市の高西委員さんと、八頭町の横山委員さんをご指名い

たします。

8 報告事項

(1) 理事会報告

①常設審議委員会の運営について

事務局 (資料1により説明)

②農地に太陽光発電設備が設置される場合の留意事項について

事務局 (資料2により説明)

議長 太陽光の留意事項は8月22日に説明させていただきますので、今日は中身に入りませんのでよろしくお願いします。

(2) 先月の農地転用許可の状況について

県経営支援 (資料3により説明)

課

議長 西部が非常に多いが、やはり米子市が多いのか。

県経営支援 米子市、境港市が多いです。

課

9 審議事項

(1) 農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料4により、農業委員会総会付議事案(平成30年7月)を説明。
(30aを超える説明事案なし。一覧表事案により説明)

【米子市の事案】

中村委員 3ページでイチゴの植え付け範囲はどこか。

事務局 申請地に接する2枚です。4ページの図面で1/3程度です。

山脇委員 地上げはどれくらいするの。

事務局 150です。

山脇委員 しめしてないからわからない。ガードレールやフェンスの高さはいくらか。コンクリートブロックは護岸用ですか。

事務局 把握していないので、確認して後で回答させてください。

議長 現況は干拓地の畑で、盛り上がった状態ですが、柔らかいところなので転圧をすれが下がります。どれくらい盛るのかは確認させていただきます。

議長 農地法第4条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ

異議なく可決承認した。

(2) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 (資料5により、農業委員会総会付議事案(平成30年8月)を説明。)
(30aを超える説明事案について江府町農業委員会、鳥取市農業委員会
が説明する。江府町事案について現地調査報告を梅林委員が行な
う。30a以下の一覧表事案は事務局が説明する)

【八頭町の事案】

横山委員 あんぽ柿の施設について、生産者に有利な対策をとってほしいと要望
してきた。船岡の施設はロスがあり農家の収入が良くない。今後、生産
者からの買い取り方式に変更してほしいと要望している。

尾崎委員 通常は生で売るのが良いが、多収の時はあんぽ柿にした方がよい。あ
んぽ柿の需要も多い。買い取り方式について検討課題と報告したい。

小林副会長 農家への還元が少ないということだが、農家へ効率よく還元できるよ
うにしてください。

【江府町の事案】

梅林委員 現地調査の報告します。図面に既設水路の構造がわからなかったので、
記入するよう話をしました。現地は各番地の高低差が5mもあるところ
でした。工事完了後は農業委員会が立会の上、確認するという。中
山間直接支払いや多面的機能支払いの協定の同意を得ているというこ
となので許可相当と判断しました。

福田委員 中山間地や多面的支払いの調整が出来ているようですが、途中で変更
できますか。補助金返還するのですか。

江府町農業 今年の作付けはなしです。一時転用の場合はその貸し出している期間
委員会は交付停止ということが出来るようです。復元すれば再び交付対象農地
として補助金が受け取れるということです。

福田委員 年度当初に手続きをしないと駄目じゃないか。

江府町農業 協定の見直しを6月末までに行い、その時にはずしてあります。一時
委員会 転用についてはその部分は補助金はストップし、復元後、対象に復活しま
す。

議 長 農地法第5条案件は原案のとおり決定をしてよろしいか諮ったところ
異議なく可決承認した。

10 その他

(1) 次回開催予定

事務局 次回は平成30年8月22日午前10時より、水明荘で開催します。
議 長 以上で、会を終了します。